

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた 部活動ガイドラインについて

山形市立第八中学校
(令和2年12月10日時点)

I 基本的な考え方

部活動については、当面の間、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」に基づく感染症対策を講じながら、「山形県における運動部活の在り方に関する方針」に則った活動とすることとします。

また、他県の運動部寮等におけるクラスター発生が報告されたことを受け、国内及び本県における新型コロナウイルス感染症の確認状況や、改訂された政府の「学校における新型コロナウイルス感染症関連衛生管理マニュアル(2020.9.3 Ver. 4)」等を踏まえ、本ガイドラインを改訂することとします。

なお、改めて、感染リスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を避けるとともに、「新しい生活様式」を取り入れた部活動について、気を緩めることなく実施していくことが求められます。

県内における新型コロナウイルス感染症の注意・警戒レベルが「レベル1」であること、政府の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.5.22Ver.1)」等を踏まえ、部活動の活動内容を拡大していくこととします。

この場合、この期間においては、通常の部活動とは異なる活動であることを顧問、生徒及び保護者に認識してもらいながら、感染リスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を避けるとともに、「新しい生活様式」を取り入れた部活動を行うことが求められます。

活動にあたっては、県外の宿泊を伴う活動まで可能とすることとし、「山形市における運動部活動の在り方に関する方針」「山形市における文化部活動の在り方に関する方針」に則り、以下に示す「基本的な対策」等を遵守し活動するものとします。また、以下に示す「基本的な対策」等は、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員及び安全管理担当教員においても着実な取組みを行うことが必要です。

なお、本内容は、基本的に感染の状況が収束するまで継続するものとしますが、今後の感染の状況等に鑑み、変更する場合は別途通知するものとします。

II 基本的な対策

1 活動日、活動時間及び可能となる主な活動内容について

下記に記載の内容以外のことについては、感染症対策を踏まえた上で本校の運動部活動の方針に則った活動とします。

活動日(上限の時間)	活動可能となる主な内容
<u>本市の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動日・活動時間</u>	<p><u>・県内・県外との交流及び、それぞれの宿泊を伴う活動</u></p> <p><u>※当面の間は、スポーツ庁・日本オリンピック委員会・中体連・教育委員会・競技団体等が主催する大会に限る。参加に当たっては、慎重に検討し、必要な手続きを取って申請する。</u></p>

※生徒の体調等を踏まえ、ケガ・熱中症予防に十分留意するとともに学校生活や授業等に影響のないように留意します。

Ⅲ 実施するにあたっての留意点

1 活動について

(1) 活動内容

- ① 運動種目に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(2m以上)を空けさせます。
- ② 小グループで活動させるとともに、屋内に多くの生徒が集まらないようにし、大声を出したり向かい合っでの発生をしたりしないようにします。
- ③ 対人競技(柔道、剣道等)においては、各競技団体が示している指針等に則り、段階的に練習を行います。(全日本柔道連盟・全日本剣道連盟の指針等を参考にします。)
- ④ チームスポーツにおいては、人が密集したり接触したりする機会が少なくなるような練習にするなど、内容を工夫します。
- ⑤ 各中央競技団体が活動の指針等に示している場合は、その指針等に則って活動します。
- ⑥ やむを得ず使い回す道具を使用する場合には使用前後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせます。
- ⑦ 仲間同士のハイタッチや抱擁等は控えます。
- ⑧ ビブス等の洗濯が必要なものは活動後、当番等が洗濯するのではなく、各自で洗濯します。
- ⑨ 用具や機器の操作は、可能な限り 担当する人を限定します。
- ⑩ バス練習・キャッチボールはお互いに適度な距離を確保して行います。
- ⑪ ペアを組む競技(ダブルスのある競技等)については、ペアで行う練習時間を必要最小限にとどめる等工夫します。
- ⑫ 補強トレーニングで使用する機器は、使用者が代わる度、消毒液等で消毒します。

(2) 部活動の大会参加・交流・練習試合・合宿等について

- 1 大会等への参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技等のもとより、会場への移動や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じます。
- 2 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じます。
- 3 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえ実施します。
- 4 首都圏等新規感染者の増加が懸念されている地域と交流(県外に遠征する場合及び県外から招く場合)については、できる限り控えます。

① 交流・練習試合等を計画する段階

ア 新規感染者が確認されている地域との交流については控えます。

イ 新規感染者の確認がされていない状態である場合

相手校と連絡を取り、十分に協議した上で計画を立てます。なお、基礎疾患があるなど感染に対する不安のある生徒や保護者に対して交流試合への不参加を認めるなど十分な配慮します。

② 交流・練習試合等を計画していた段階

ア 自校又は相手校の学校関係者に、感染者・濃厚接触者が発生している場合

学校の閉鎖期間は、部活動・他校との交流を中止します。なお、学校再開後も、状況に応じて、交流・練習試合等を自粛します。

イ 山形市又は相手校の地域において、感染が拡大傾向にある場合

・交流・練習試合等は自粛します。

(山形県における新型コロナ対応の目安、レベル5、4の段階)

ウ 山形市又は相手校の地域において、感染の拡大が懸念される場合

・生徒の安全を第一に考えながら、相手校と連絡を取り協議した上で、交流・練習試合等をする場合は、感染防止対策を十分に行うとともに、感染に対する不安のある生徒や保護者に対して、交流・練習試合等への不参加を認めるなど十分配慮します。

(山形県における新型コロナ対応の目安、レベル3、2の段階)

エ 山形市又は相手校の地域において、感染や感染拡大がない状況の場合

・相手校と連絡を取り十分に協議した上で、交流・練習試合等を実施します。

なお、感染防止対策を十分に行うとともに、感染に対する不安のある生徒や保護者に対して、交流・練習試合等への不参加を認めるなど十分配慮します。

(山形県における新型コロナ対応の目安、レベル1の段階)

※交流会・練習試合等を実施する際、参加者(生徒、保護者、家族、外部指導者等)名簿を作成し、当日の体調等を記録し保管します。(施設に入る前に必体調を必ず確認します。)

※学校施設に観客(保護者等)を入場させる場合には、観客(保護者等)同士が密な状態とならないよう対応します。必要に応じて、入場者数の制限を行う場合も考えられます。また、大声での応援をしないことや会話を控えること、マスク着用、距離を保つことを徹底をします。

※観客(保護者等)が学校施設を利用する場合は、施設の使用方法を明確にし、協力を依頼します。

※レベルが変更される場合や、近県及び県内の感染者発生状況等によって内容を変更する際は別途通知するものとします。

2 感染防止対策について**(1) マスク着用について**

①顧問はマスクを着用します。

※顧問が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさを感じる場合には外すことも可。

ただし、特に説明をする時にはマスクの着用します。

②運動を行う場合、生徒は、2m以上の間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととします。ただし、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させます。

③気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、上記①～②によらず、十分な間隔をとったうえで、マスクを外して活動します。

(2) 顧問の対応について

①顧問は、活動前に自分の体調を確認します。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のあるとき指導は行いません。

②顧問は、参加生徒に対し(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底します。(活動場所で顧問が確認)

③顧問は、活動全体の管理運営を適切に行います。

④顧問は、生徒の参加状況を把握します。

⑤顧問はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布したり、ホワイトボード等を活用したりして指示するなど、指導方法を工夫します。

⑥前年度の健康診断結果(新入生の場合は健康に関する引継ぎ事項)等に留意し、活動前・中・後の生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮します。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に活動させます。

⑦顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くします。

⑧顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行います。(下校指導の徹底)

(3) 生徒個人の対応について

- ①活動前に体調を確認します。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある場合は参加しません。
- ②咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底します。
- ③活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し顧問に知らせます。
- ④活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせます。
- ⑤活動後は速やかに後片付けをして下校します。
- ⑥飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしません。

(4) 活動場所について

- ①屋内での活動については、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒が集まらないようにする等、3密を避けるようにします。換気については、特に注意して行い(1時間に1~2回程度)、常にドアや窓を広く開け、密閉した空間を作らないようにします。
- ②活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件を踏まえ校長が実施の判断をします。
- ③手洗いができない場合、消毒液の設置及び活用、生徒が手を触れる箇所(ドアノブなど)の消毒など定期的(1日1回以上)に担当者を決めて実施します。
- ④換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じます。
- ⑤使用場所及び使用器具の消毒を行い活動終了とします。

(5) 更衣室・部室について

- ①更衣室や部室を利用する場合は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し利用します。
- ②部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にいることのないようにします。
- ③やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底します。
- ④更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避けます。
- ⑤更衣室や部室内で複数の生徒が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒します。

(6) 活動場所付近の洗面所(トイレ)や手洗い場等について

- ①洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し利用します。
- ②トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)についてはこまめに消毒します。
- ③洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ④手洗い場等には石鹼(可能な限りポンプ型)を用意します。
- ⑤「手洗いは30秒以上」等の掲示をします。
- ⑥手洗い後に手を拭くための布タオル等を共用することは避けます。

2020.5.15 策定
2020.5.29 一部改訂
2020.7.3 一部改訂
2020.12.10 一部改訂